

法令名	文化財保護法
根拠条項	第184条第1項第3号
処分の概要	重要有形民俗文化財の公開停止、中止命令（法第84条第2項準用）
法令の定め	<p>（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）</p> <p>第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令</p> <p>四（以下略）</p> <p>（重要有形民俗文化財の公開）</p> <p>第84 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第80条で準用する第32条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第12章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、観覧に供しようとする最初の日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開時前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開時前届出免除施設の設置者が当該公開時前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。</p> <p>2 前項本文の届け出に係る公開には、第51条第4項及び第5項の規定を準用する。</p>
処分基準	公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ （電話番号：011-231-4111 内線35-621）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bns/gyouseitetsuzukil.htm